

公共下水道使用料の賦課漏れに対する取組状況について

令和 7 年 4 月 1 日
秦野市上下水道局

平成 28 年 9 月に公共下水道に接続していながら、公共下水道使用料を賦課していない事象が判明しました。

市では、これまで本件について、対象者の方へお詫びと説明を実施し、適正な賦課の取組を進めてきました。すでに公共下水道使用料の新規の賦課はさせていただきますが、過去の使用開始に遡り賦課している状況の取組について、次のとおりお知らせします。

1 賦課について

地方自治法第 236 条（金銭債権の消滅時効）により、下水道使用開始日に遡り、最長 5 年間分（市の公共施設については接続開始当初から）の 2,301 万 5,219 円を、新規分とは別に平成 29 年 3 月から請求を実施しています。

2 遡及分の納入状況について

(1) 対応状況

対象の方にご説明した状況は次のとおりです。

全ての対象者に対する説明は行っていますが、御理解をいただけるよう、丁寧に説明を重ねています。

項目	金額（円）	比率（％）
お支払了承	19,408,105	92.55
説明中	1,562,118	7.45
合計	20,970,223	100.00

※不納欠損額 2,044,996 円

(2) 納入金額（令和 7 年 3 月 31 日時点）

現時点でお支払いただいた納入額は次のとおりです。納入される方に配慮し、分割納付（最大 5 年）にも対応しています。

項目	金額（円）	比率（％）
納入済み額	16,936,835	80.77
未納入額	4,033,388	19.23
合計	20,970,223	100.00

※不納欠損額 2,044,996 円

なお、令和元年度の調査で判明した賦課漏れについての取組状況は、別ページでお知らせしています。